

一般社団コミュニティネットワーク協会 2015年度事業計画

I 2015年度の重点活動

一般社団法人コミュニティネットワーク協会は、企業・団体・個人・自治体など様々な協力者のもとに、一人一人の生活者、一つひとつのコミュニティが相互に個性を生かしつつ支えあう、豊かなコミュニティ社会の実現を目指して活動しています。

今期も前年度に続き、新たな地域コミュニティの拠点と在宅での生活を支える仕組みの展開を継続しながら、地域コミュニティの拠点づくりを推進していくための人材（地域プロデューサー）養成をさらに推進していきます。

また、国の地方創生の動きとも連動した、その地域や移住（希望）者のニーズに則したコミュニティとその拠点づくりを推進していきます。

1. 「100年コミュニティ」構想に基づく、コミュニティの拠点づくりの展開

2015年度も、コミュニティ事業の開発・構築・普及を啓発する目的で開催している「100年コミュニティをつくる会」の活動を継続していきます。その取り組みは、子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超え、お互いの生活を尊重しながら、ともに支え合う仕組みのある「コミュニティ」づくり、それらを持続していく仕組みを持つ「100年コミュニティ」としてつくり上げていきます。

2. 会員の拡大と情報発信力の強化

当協会の活動をより多くの方々に広めていくことが、一般社団法人コミュニティネットワーク協会にとりましては、現在の時世の流れにおいてより重要な役割となっています。コミュニティの拠点づくり活動などを核とした情報をリアルタイムに発信していくことで、よりいっそう個人会員の拡大、共に理念実現に向けて連携していく法人・団体会員の拡大をするために積極的に活動をしていきます。

3. 地域プロデューサーの育成と支援

国の地方創生の流れの中で、各地での自治体を主体とした移住者受け入れのための魅力ある地域づくりが重要視されています。そのためには、地域にある「ひと・もの・かね」などの資源をつないで未来図を描き、自らリーダーとなって地域をデザインしていく、地域づくりのスペシャリストとしての地域プロデューサーが求められています。今期は、養成講座の開催及び、各地で活動する卒業生を継続支援していきます。

II 定款事業計画

1. 社会の変革に対応し、人間性豊かな、住民自治に基づくコミュニティづくりを具体的に探求するための調査・研究及び提言等を行う（定款第4条（1）事業）

1. 委員会活動

(1) まちづくり委員会

最後まで安心して暮らせる住まい、のびのびと子育てが出来る空間づくりは、地域にとっての課題です。多世代が共に豊かに暮らせる地域にするために、地域の生活者ニーズに合った、コミュニティの構想、環境や資源の問題への配慮・問題解決とも絡めて、自治体・NPO・企業などと連携しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 完成期医療福祉委員会

一人ひとりが充実した最期をもって人生を完成させるために自らが望む生活、納得できる場を追及し、そこに寄り添える場、コミュニティの拠点として可能な場づくりなど、完成期医療福祉の構築ができるように啓発活動と話し合いの場を継続し調査・研究を進めます。

(3) コミュニティファンド委員会

地域の拠点づくりを行う上で大きな課題となる財源を、地域事業を支援する市民が輩出する「コミュニティファンド」による資金調達が可能か、まちづくりを継続するために必要な資金をコミュニティファンドという仕組みで広げていくことが可能か、など問題解決を行うための調査・研究を引き続き行っていきます。

2. 調査・研究事業

<在宅ケアを支えるシステム>の制度設計の調査研究及び提案

暮らしと住まいの情報センターでは高齢者住宅への住み替え相談業務を主として対応していますが、相談者のニーズ調査の結果、本音は「自宅にぎりぎりまで暮らしたい」「介護が必要になった時が不安だが、それまでは自宅がよい」という意見が多いです。

今期も引き続き在宅での安心安全な地域ケアシステムづくりの調査研究及び提案を行います。

<復興支援>の調査研究及び提案

被災地の地域コミュニティの再生を生活者の視点から、環境や資源の問題への配慮・問題解決とも絡めて、高齢者住宅への住み替えだけでなく、在宅で暮らすためには地域に何が必要かどのような地域システムの構築が必要なのかを考え、社会的な問題解決を行うための幅広い調査・研究を進めていきます。

<地域のトータルケア>に関する調査研究及び提案

自治体と連携した、地域の総合計画（戦略）と連動させた地域トータルケアの調査・研究を行います。

<地方創生>に関する調査研究及び提案

地域資源や住民ニーズなどを反映させた魅力ある地域づくりや地域に必要な拠点・機能づくり、さらには都市部などからの移住に関する調査研究を行います。

2. コミュニティづくりを推進するための事業を開発し、事業の運営組織のネットワークを構築し、コミュニティ事業を普及する「暮らしと住まいの情報センター」事業（定款第4条（2）事業）

1) 暮らしと住まいの情報センターの常設

情報の受発信や、相談を受けて問題解決する場として、高齢者住宅、ふるさと暮らし、地域再生を柱とした「暮らしと住まいの情報センター」を常設しています。

東京（有楽町）と大阪（梅田）の高齢者住宅情報センターではウェブや通信物等で情報発信するほか、常設の展示場での情報提供、専門の相談員による住みかえを主とした相談業務を行っていきます。

ふるさと暮らしに関しては、住み替え先の地域での受入側と連携して、住まい・仕事・教育・生きがいなど、トータルなフォローを行っていきます。

関連して、以下の事業を行います。

- ①セミナーや勉強会、見学会を定期的開催
- ②地域に暮らし続ける仕組み・100年コミュニティ・ゆいま〜るをつくる会の開催
- ③高齢者住宅や移住のフォーラムを開催
- ④会員事業者による情報交換会の開催
- ⑤自治体等との連携によるセミナーの開催
- ⑥他団体や企業・セミナーへの講師派遣
- ⑦合葬墓の普及活動
- ⑧その他関連した活動

3. 高齢者等がグループで共住する場、コミュニティの交流の場、コミュニティ事業の拠点等、新しい生活スタイルを実現するコミュニティの場づくりを支援する（定款第4条（3）事業）

1) 地域コミュニティづくり及び団地再生、地方創生を支援

「100年コミュニティ」の理念を具現化し、地域とのコミュニティの交流の場として拠点となっている「ゆいま〜る」をはじめとして、ワーカーズ・コレクティブの活動など地域に必要な、生活に密着した仕事を創出することで、地域の活性化やコミュニティの場づくりを支援していきます。

団地再生では、建物だけではなくそこに暮らす人、若者から高齢者まで含めた団地全体を活性化させることでもあるので、100年コミュニティの拠点として新しい生活スタイルを実現する場づくりを今期も支援していきます。

各地での地方創生の動きに関して、意欲ある自治体と連携して、魅力ある地域づくりと事業化の成功モデルづくりを支援していきます。

予定している地域・プロジェクトは以下です。

- ①「ゆいま〜る」（全国8ヶ所）のある地域での展開
 - ・那須支所の開設
 - ・高島平支所の開設
- ②町田プロジェクト（東京都）
- ③福町プロジェクト（大阪府）

- ④雫石プロジェクト（岩手県）
- ⑤寺田プロジェクト（東京都）
- ⑥世田谷プロジェクト（東京都） その他

4. コミュニティ事業の指導者、組織者、協力者等の人材を研修、育成するとともに、そのネットワークを構築して協力関係づくりを推進する（定款第4条（4）事業）

1) 地域プロデューサーの養成と支援

コミュニティづくりには、人・もの・金・空間をトータルでプロデュースできる人材が欠かせません。当協会の理念、事業がさらに広がるために、各地区にて、そのノウハウを活用できる地域プロデューサーの取組みを応援します。

- ・ 第3回、第4回地域プロデューサー養成講座の開催
- ・ 卒業生の各地での活動のサポート

2) 他団体・企業との連携強化

元気がでる地域づくりを支援するためには、地域住民と自治体、企業、NPOなどが連携・ネットワークを構築することが欠かせません。他団体との連携を積極的に進め、本事業の活用を進めます。

3) 暮らし方・住まい方、コミュニティのある暮らし、などに関するセミナー開催、講師派遣

住み良い地域・コミュニティづくりには、生活者が当事者として参加することが不可欠となります。そのために、賢い生活者であるための学ぶ機会を提供していきます。自治体・他団体・企業主催の講演会・シンポジウムなどで講師を務め、啓蒙啓発活動を行っていきます。

5. コミュニティ事業及びコミュニティづくりを促進するための企画の実施及び啓発・広報・出版を行う（定款第4条（5）事業）

1) 会報誌「ゆいま〜る」の発行

協会の年間活動報告伝える媒体として、「ゆいま〜る」を年1回発行します。

2) 通信の発行

①協会の理念や活動を広げるために、また活動中の100年コミュニティづくりなどの情報を伝えるために、「ひろがる・つながる100年コミュニティ」を年4回発行します。

②関東在住の方には「銀座通信」、関西の方には「茶屋町通信」を発行し、暮らしと住まいの情報センターに関する情報を届けます。（銀座通信年4回、茶屋町通信年6回）

③活動中の100年コミュニティ・ゆいま〜るの各プロジェクトで、状況に応じて通信を発行します。

3) ホームページを充実させます

- ①協会及び高齢者住宅情報センターのHPの検討と充実を図ってまいります。
- ②リンク先を拡大していきます。

4) マスコミや連携先組織などへの広報活動を行います。

協会での動き全般を、マスコミや連携先の企業・団体等に定期的に配信し、新聞・雑誌・テレビ・情報誌・WEBなどで取り上げられ、必要とされる人たちに情報が届くようにしていきます。

5) メルマガの発行

- ・各種セミナー・フォーラムなどの情報を通信やメルマガを使って提供します。

6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条（6）事業）

1) 見守り制度、市民後見人制度

市民後見制度は、将来の老いの不安に備えた「老後の安心設計」であり、「100年コミュニティ」構想には欠かせない問題となっています。そのための安心システムの検討を進めてまいります。

2) 共同墓地運営管理

関東・関西2つの「ゆいま〜る合葬墓」の募集と維持管理を行います。

III. 協会運営

1. 理事会

- 1) 理事の専門性を生かした活動を組み立てます。
- 2) 情報共有を積極的に進めます。

2. 常務理事会

- 1) 事業計画の進行管理・統括をします。

3) 会員加入促進活動

- 1) 会員の入会を促進します。
 - ・セミナー・フォーラム時での個人会員の募集および法人賛助会員の募集を行います。
 - ・新規問い合わせ者への入会促進を行います。

以上